

# 英国の犯罪現況について

石 堂 功 卓

## 目次

- 一 はじめに
- 二 英国における犯罪現況
- 三 日本との比較分析
- 四 まとめ
- 一 はじめに

現在、イギリスにおいては、刑事司法改革が進行中である。それは、戦後、一九四八年刑事裁判法を初めとして、かなり以前から行われてはいたのであるが、最近になって、特に際立ってきたように思われる。しかも、その改革の様相が以前とはかなり異なるものとなっているという点に注意が必要であろう。例えば、戦後まもなくの改革期にお

いては、刑罰制度は人道化や非刑罰化 (de-criminalization) という視点から見直されるべきであるという見解が大  
 半であったが、最近では、客観的な犯罪増加現象や「法と秩序」キャンペーンを通して、むしろ犯罪コントロールの  
 強化の方向へと進んでいるように思えてならない。その現われとして、第一に、特に I・R・A<sup>1)</sup> のテロ対策として  
 の死刑復活の動きがあることである。もちろん、死刑廃止が世界的潮流となっていてのことからすれば、今直ちにイギ  
 リスに死刑復活をする動きがあるというのではなく、最近、再三にわたって下院に死刑復活案が上程されては否決さ  
 れるという事実があるということである。具体的には、一九八七年に三四二対二三〇で、一九八八年には三四一対二  
 一八で、それぞれ否決されているけれども、今後死刑復活の動きは鎮静化しないものと見られているのである。<sup>2)</sup> 第二  
 に、一九八二年刑事裁判法による、青少年犯罪者に対する保護主義から刑罰主義への方向転換があったことである。  
 これによって、拘禁処遇が処遇の中核にすえられることになったのである。第三は、法定刑の引き上げである。法定  
 刑は、刑務所の過剰人口を原因として、一時引き下げる傾向が強かったのであるが、最近ではむしろ、犯罪抑止目的  
 が優勢となり、一九八五年性犯罪法において強姦未遂が七年の拘禁刑から無期刑、一三才未満の女子に対する強制猥  
 褻が五年の拘禁刑から一〇年になり、また、一九八五年薬物規制法においても、A級薬物<sup>4)</sup> (コカイン、ヘロイン、モ  
 ルヒネなど) の製造・供給・所持が一四年の拘禁刑から無期に引き上げられているのである。また、刑事手続きの分  
 野でも、大きな改革があり、一九八四年の警察・刑事証拠法では、警察の権限の強化(警官の停止・捜査・立ち入り・  
 差押えの権限の法定) がなされ、一九八五年犯罪訴追法では、検察庁が設置され、さらに、一九八七年刑事裁判法に  
 おいて、重大詐欺捜査局が創設されたほどである。これら一連の改革によって刑事手続きの中央集権化(あるいは大  
 陸法化) が進められつつあるとってよいであろう。<sup>5)</sup>

## 二 英国における犯罪現況

さて、これらの刑事司法改革は、すべて現在のイギリスの犯罪状況を反映したものであってきわめてプラグマティックな動きと言ってよいであろう。そこで、以下にあってはイングランドとウェールズの犯罪統計年報をたよりに、大雑把ではあるが犯罪状況を見ていくこととしよう。さらには、犯罪対策としての一連の刑事司法改革の中で、イギリスにおいて非常に重大でしかも画期的な制度改革と思われる一九八五年犯罪訴追法の検察庁創設について、若干のコメントを加えておきたいと思うのである。

さて、一九八八年に内務省が出した犯罪統計年報によると、車の所有者の五人に一人が車を盗まれ、破壊され、あるいは車内の持ち物を盗まれた（いわゆる車上狙い）経験をもち、他方、一九五三年に生まれた男性（現在三六才）の三割が、二八才までに比較的重大な犯罪によって有罪判決を受けているということである。ただ、その中の大多数の者は、その後二度と犯罪に関わることなく生活しているという報告があるわけであるが、それにしても、英国の犯罪状況は一九五〇年以来悪化の一途を辿っており、犯罪増加が社会問題化しているというのは、他の先進諸国とりわけ、アメリカと同様の状況である。

表1は、警察に認知された主要犯罪の推移を示したものであるが、一九七七年からの十年間で、犯罪数が約一四一万件増加し、事件の解決率は約一〇%低下していることがわかる。最近では、一九八五年と八六年を比較すると、たった一年で約五%も解決率が低下しているのがわかる。また、総件数も、一九八四年には三四九万件、八五年には三六一万件、八六年には三八四万件にも達しており、これを時間単位で計算すれば、一分間に七件の届け出があったことになるのである。

表2は、人口一〇万人についての犯罪件数で、図1は、それを棒グラフであらわしたものである。一九五〇年には一〇九四件であったものが、一九八三年には六一九一件、一九八五年には六八八五件にも上っているのである。地域的にみると、大マンチェスターが、一九八五年には一一二〇二件で最も多く、ロンドンは一〇二五七件である。<sup>7)</sup> また、人口一〇万人あたりの犯罪率の最も高い年齢は、男性一五歳、女性一四歳という報告があり、犯罪の低年齢化を示しているのがわかる。<sup>8)</sup>

このように、イギリスの主要犯罪件数は、一〇万人あたりの犯罪件数で見ると、長年にわたり増加傾向を示しており、それは特に近年において著しいといえそうである。その原因はいろいろ考えられ、一概にはいえないのであるが、一般的には経済、社会の進歩に必然的ともなうもので、いわゆる『文明病』ともいえると思われるのであるが、微視的には失業と麻薬が重要な原因であるとも言っても過言ではない。偶然にも、失業者数が約三〇〇万人いるわけで、その数字は現在のイギリスの犯罪件数と重なっており、皮肉な相関関係を示しているといえよう。

また、この二〇年間で犯罪が三倍も増加したのに、警察官は四〇%しか増えていないという報告もあり、限られた人的資源で最大の効果を得ようとすれば、捜査は必然的に重点主義にならざるをえないわけで、しかも、その重点はどこにおくかという問題について、イギリスの警察当局は、犯罪件数の多いものからという基準よりも、世論との兼ね合いで決定しているという見方もあるくらいで、極めて流動的・恣意的でさえあるといえよう。<sup>9)</sup> これだけみても、犯罪数の増加にイギリスがいかに苦慮しているかということがわかるわけで、それが先に紹介したようなイギリス刑事司法の大きな改革へと導くことになるわけであろう。

次に、罪種別にこのような犯罪の増加現象をみてみることにしよう。

表3は、大まかな犯罪類型別の推移である。犯罪件数で見ると、一九七七年から一〇年間で、性犯罪と詐欺および

文書偽造とがそれほど変化していないのに、他の犯罪はすべて急増していることがわかる。一〇年間の増加率をみると、人に対する暴力犯罪が八一・六%、建物不法侵入が一〇六・九%、強盗が二〇二・七%、クリミナル・ダメージが四〇六・三%、窃盗と贓物取引が七〇・八%にもなっているのがわかる。人口一〇万人当たりの犯罪件数をみても、大体同様の増加傾向がみられ、深刻な状況にあると言えるのではなからうか。

図2は、主要犯罪の認知件数の罪名別構成比である。ここで注目すべきことは、建物不法侵入が全体の四分の一近くにも達しているという事実である。これは後で我が国の数字と比較してみるが、非常に特徴的な現象といえるのではなからうか。(参考のため、建物不法侵入についての内訳を図3にあげておくこととする。)

さて、次にもう少し細かな統計を示しておきたいと思う。まず、表4であるが、これは人に対する暴力犯罪についての統計である。全体の犯罪増加率は平均で六・二%で、一九八三年のそれが二・三%と最低であったわけであるが、他の資料によると、一九八五年が七%、一九八六年が三%で、全体の傾向はあまり変わらないといえる。<sup>10</sup>表4では、傷害事件が増加傾向にあることがわかると共に、謀殺の脅迫・コンスピラシーも増加していて、しかも、その解決率が七三%とかなり低い率を示しているのがわかる。もちろん、これは、犯罪の性質による部分もあるであろうが、日本が九五%を越えていることを考えると、やはりその差に驚かざるをえないわけで、刑事警察の在り方についても大いに、考えさせられるところである。また、重罪事件よりも軽罪事件の発生件数のほうがはるかに増加していることも注目されてよいであろう。

次に、表5であるが、これは性犯罪に関する資料である。性犯罪について増加傾向がほとんどみられないことがわかるであろう。ただし、強姦については、統計でもゆるやかな増加傾向が認められるわけで、**事実、資料にはのっていないけれども、一九八七年以降現在までかなり増加しているという報告もあるのである。**これは、その実数が増

えているというよりも、女性解放運動が盛んになるにつれて、泣き寝入りをしないで警察に申告する比率が増えているというのが実情のようでもある。しかし、強姦に、女性に対する猥褻行為を含めたときの事件の解決率は、六八・〇%と低いわけで、問題はそう樂觀できない状態のようである。<sup>11)</sup>

表6は、建物不法侵入と強盗についてのものである。まず、強盗であるが、ここでみられるのは、解決率が二一%と非常に低いことが特徴的である。建物不法侵入の解決率の低さは、犯罪の性質上無理もないといえなくもないのであるが、強盗については、もうすこし上がってもよいと思えてならない。強盗の平均増加率は一一・七%で、一九七九年から一九八一年にかけて大幅な増加を示している。統計では、強盗は一九八七年までしかないわけであるが、実をいうとこのあと一九八八年には三二六三三件発生しているとのことで、最近、激増した犯罪の一つといえるのである。ただ、強盗でいえるのは、アメリカと違って、銃火器を使うものが少なく、しかも被害額も二五ポンド以下が全体の六五%ということで、あまり割りの合わない犯罪になっているのが実態である。<sup>12)</sup> 建物住居侵入については、住居以外の建造物への侵入が多かったのが、一九八二年にそれが逆転して住居への侵入が上廻っており、この種の犯罪の質的变化が読み取れるのである。

表7は、窃盗と赃物取引に関するものである。窃盗の中で特徴的なのは、いわゆる車上ねらいが非常に多く、解決率が低いということである。全体の傾向としていえるのは、一九八三年あたりで、増加傾向が一旦、鈍っているということである。これは、資料にはのっていないが、一九八八年にはじめて犯罪総数が減少したという統計があるくらいで、内務長官がこれをイギリスにおける刑事政策の勝利であると評価しているという記事が出たほどである。しかし、一般には、これに対して疑問をもっているようであって、財産犯が減少していることは事実であるとしても、その主たる原因は、一七歳未満一四歳以上の年齢人口が減少していることにあるという見方が正しいようである。これ

を前提にすれば、今後もこの層の人口は減少する見込みであるから、さらに何年かは財産犯は減少傾向にあるとみてよいであろう。

表8は、詐欺と文書偽造に関するものであるが、一九八〇年以降の統計のとり方の変更に大きな影響を受けていると思われるので、八〇年以降を比較する他ないのであるが、詐欺・文書偽造とも横這いか若干の増加傾向が認められる程度である。しかし、一九八三年には全体で約一%の減少がみられ、八五年から八六年にかけても一%程度の減少が報告されているわけで、最近においては、この種の犯罪に増加傾向はみられないといってよいとおもわれるのである。しかしながら、詐欺の形態及び規模は著しい変容をみせていて、特に最近では、会社組織を悪用した詐欺、証券詐欺、保険詐欺などの複雑で大規模な新型の商業詐欺事犯が続発しているほか、コンピュータ関連詐欺も発生している状況にあるのである。<sup>13)</sup> これらの商業詐欺は、しばしば組織的に敢行されるわけで、その反抗態様も一層巧妙、悪質化し、その不法利益も極めて巨額となるために、英国の経済活動を著しく混乱・阻害しているようである。そこで、一九八七年刑事裁判法は、効率的な捜査を目指して重大詐欺捜査局を創設したというわけである。詳細についてここで触れる余裕はないが、今後の活躍が注目されるであろう。

表9は、クリミナル・ダメージ（構成要件は(1)財産破壊又は損傷、(2)財産の破壊又は損傷の脅迫、(3)財産を破壊又は損傷する意図での何かの所持）に関するものである。この種の犯罪では、暗数が大きく、イギリス犯罪調査局によると全体の一〇%以下が報告されるにすぎないとされており、その全体像はつかみにくいのが現状のようである。

表10は、その他の犯罪に関するもので、参考までに掲げておくが、全体として、一九八三年からの総犯罪件数の増加が気になるところである。

ところで、これらの統計にあらわれた犯罪現象とは別に、八〇年代に特に問題となった犯罪現象を若干紹介してお

きたいと思うのである。

まず、バンダリズムがあげられる。これは、一般的には財産及び文化・芸術の破壊のことをいうのであるが、特に青少年による公共施設及び公衆電話などの公共設置物に対する破壊行為を指すことが多いようである。しかも、あまり確固とした目的をもたないもので、たとえば、グループ間の闘争、路上・家屋等の損壊、かっぱらい、ロックの馬鹿騒ぎ、カフェ所持者への攻撃、深夜のバス運転手への暴行など、その行動には自暴自棄的な性質がみられるのが特徴である。七〇年代八〇年代を通じて社会問題化したことで、近年注目を集めたわけで、いわゆる「落ちこぼれ」の少年達が成長して、非行化した結果といえるものであろう。もっとも、大都市圏では警察力が充実したこともあって、大きなバンダリズムは最近みられないとのことであるが、地方のパブにおいて若者の喧嘩・騒動がここ数年うなぎのぼりに増えているとのことである。バンダリズムの原因としては、①家庭の崩壊、②学校・家庭の躰の低下、③社会一般の受認的態度、④母親の外での仕事と鍵っ子、⑤刑事司法の甘い取扱などがいわれている。<sup>14)</sup>

次には、フットボール・フリーガン (football hooligan) があげられよう。これは、フットボールの試合の際に乱闘や器物損壊を繰り返す若者をさすのだが、八五年のブリュッセルの試合では、死者二九名、負傷者四五〇名を数えたほどである。最近では、一九八九年四月に、シェフィールド市のヒルズボロー競技場でのサッカー試合で九五人が死亡、一七〇名以上が負傷するというイギリス史上最大の死亡事件が発生したばかりである。サッチャー首相は、ヨーロッパを舞台にしたイギリスのサッカーファンは「文明社会の恥」であるといつて嘆いたけれども、裁判に持ち込んでもなかなか証拠が収集しにくいこともあって、十分な法的制裁が望めないのが実態である。現在は、一定の者を締め出すために、IDカードを発行し、それを持たない者をサッカー場に入場させないという事前抑制を検討中のようなのである。<sup>15)</sup>



次に、一九八七年に問題となった性風俗として、性的児童虐待があげられる。基本的にはこれは家庭内暴力として把握されるわけであるが、日本と違って、親の子に対するものである点が特徴的である。ここでの問題は、性的児童虐待として何を考えるかという点であろう。ある女医が、クリーブランド地区の病院で診察を始めてから、一九八六年に三件であったものが一九八七年には一一九件になったという報告があり、何をもって性的児童虐待というかという点に疑問が投げ掛けられたようである。しかし、近いところでは、ケムブリッジ前市長が数年間に及び一二・三歳の少年にホモ行為をしたことで八七年に辞任し、執行猶予判決を受けているくらいで、その他、教師、警察官、牧師、ソシャルワーカーなどによる性的児童虐待が報道されていて、特に八七年以降どの地域でも数十%増加していることを考え合わせると、これからさらに社会問題化するものではないかと思えてならない。<sup>16)</sup>

麻薬犯罪については、相変わらず頭の痛い問題となっているわけで、イギリスでは、特に一九八六年の麻薬対策法が注目されるところである。これは、要するに麻薬は儲からないという措置を講じるのが狙いである。麻薬犯罪が発覚すると、直ちにそこからでた利益を凍結し、判決と同時に没収する権限を刑事司法機関に付与するというシステムである。また、被告からの証明がない限り、判決時の全財産およびそれ以前六年間の間に他人名義に移動させた全財産が、麻薬による利益とみなされることにもなっている。また、麻薬犯罪によって得た資金の浄化に手を貸したりした者の処罰をも規定しており、厳しい態度で臨んでいるわけである。<sup>17)</sup>

その他、とくに問題になったというわけではないが、最後に交通犯罪について若干紹介しておくこととしよう。一九八七年の交通事故でみると約三〇八、〇〇〇件発生し、死者が約五一〇〇名、重傷約六三、六〇〇名となっているわけであるが、特徴的なのは、飲酒運転で、死亡事故の四分の一、全事故の一〇分の一がそれを原因としたものであるという統計である。これは国民性もあるようで、田舎に住んでいるとパブの利用はほとんど車で、泥酔しなければ

よいぐらいに考えているようでもある。そこで、スウェーデンとかノルウェーのように、一定限度以上のアルコール数値の場合、機械的に実刑（一カ月から三カ月）を科すという厳しいものでなければならぬという意見も強いようである。

### 三 日本との比較分析

さて、そこで、以上のような犯罪状況を日本の犯罪状況と比較してみたいと思う。まず、全体の刑法犯の認知件数であるが、表11と図4がそれを示しているのである。犯罪総数を比較すると我が国は相当少なく、七三年から八三年までの一〇年間で、我が国の犯罪増加率が二九％であるのに比べ、イギリスは八五％もあつたことを考えると、我が国のほうがかなり低く抑えられていることがよくわかるであろう。また、人口一〇万人あたりの認知件数でも、たとえば、八三年、八五年を比較するとイギリスが約五倍もあるわけで、我が国の治安体制の良好ぶりが指摘できるのである。

図5は、交通関係業過を除く刑法犯検挙人員の年齢層別構成比をみたものであるが、総数で最も多いのは二五歳から五九歳までの層である。比較する統計が異なることから、正確な比較はできないかもしれないが、イギリスでは一四歳、一五歳が最も多いという報告があるわけで、我が国における犯罪の低年齢化はイギリスほどではないといえるのではなからうか、予想外のことである。

しかし、一四歳、一五歳、の割合が二四・一％と前年と比べるとのびているわけで、窃盗についても、二九％とかなり多いことからすると、今後イギリスと同様の状況になる可能性が窺われるのである。

表12は、刑法犯の主要罪名別認知・検挙件数及び検挙人員、図6は刑法犯認知件数の罪名別構成比である。総数は

若干増加のみではあるが、各種犯罪について減少しているものが少なからずあることが読みとれるのである。構成比でみると窃盗が交通関係業過を除くと八六・七%、それを含めても、六四・四%と非常におおく、イギリスでは窃盗は全体の約半分ということであるから、統計の取り方の相違を考えても、大分差があるといえるのではなからうか。また、イギリスでは、建物不法侵入が、全体の二五%であったが、我が国では〇・五ないし〇・七%にすぎないのも大きな違いである。もっとも、イギリスでは侵入窃盗を含んでいるわけで、単純比較はできないけれども、建物不法侵入のうち四分の一は何も盗まなかったということであるから、わが国と比較してやはり、若干多いといえるのではないかと考えられる。

表13は、財産犯に関するものである。横領、占有離脱物横領が顕著な増加傾向を示しているのがわかる。しかし、イギリスで、一九八三年に窃盗と赃物罪を合わせた数が一七〇万件以上あったのに比べると、我が国の場合には、一三〇万から一四〇万件でかなり少ないわけである。また、表14をみれば、わかるように、窃盗中、イギリスで多かったいわゆる車上ねらいは、全体の約一三%前後と少なく、自転車泥棒が多発しているのが特徴といえよう。

表15と表16は、それぞれ凶悪犯の認知件数及び検挙人員と粗暴犯のそれに関する資料である。イギリスで高い増加率を示していた傷害はずっと減少しており、その他の凶悪犯粗暴犯についても減少傾向にあることがよく読みとれる。イギリスでは粗暴犯の認知件数の増加が顕著であるから、我が国とはこの点では事態は逆になっているといえよう。

表17は、性犯罪の認知件数及び検挙人員の統計である。ここでは、イギリスとは逆に、強姦が減少傾向にあることが指摘できる。

その他、薬物事犯については、我が国において、特徴的なのは覚醒剤の使用であるが、ここ四・五年はむしろ減少傾向にあることが報告されているものの、押収量は相変わらず多く、また暴力団の資金源になっていることを考え

れば、事態は楽観できないというべきである。<sup>18)</sup>

さて、このように犯罪情勢の比較をしてみると、我が国にくらべイギリスは、アメリカほどではないにしろ、かなり秩序が乱れているといわざるをえないのであるが、それでは、犯罪に対して何も対策を講じていないのかというと、そうではないわけで、犯罪対策という点では、すくなくとも、立法面において、最初に述べたようにかなりの改革が進んでいるようである。そのすべてを紹介するわけにはいかないけれども、その中で、画期的な改革と思われる検察庁の創設について、簡単に紹介しておきたいと思うのである。

ところで、一九八五年犯罪訴追法が施行されるまでは、英国の訴追は私人訴追が基本であって、大陸法の国々にみられるような全国的でキャリアの検察官制度が存在していなかったことは周知の事実である。<sup>19)</sup>つまり、八五年以前においては、私人にかわって警察が訴追し公判を維持するという慣行が存在していなかったわけである。しかし、もともと警察制度は地方分権的色彩が強く、訴追に際して、その組織・運営に統一性がみられなかったといわれている。もちろん、警察は訴追弁護士に助言を求めることができるのであるが、基本的にはそれは警察本部長による起訴・不起訴の決定を拘束するものではなかったのである。そのために、まず、捜査機関と訴追機関との未分離が生じ、間違つた証拠にもとづく不適切な起訴がおこなわれたり、起訴に地域差が生じたりしていたようである。また、起訴に関して警察部内における財政上及び行政監督上の責任体制が確立されていなかったようであり、また、人員配置とか公訴運営などの点で非常に無駄の多い制度になってしまったようである。これらの欠陥を解消するために、捜査機関とは全く分離した国家的訴追機関である検察庁が創設されたというわけである。検察庁は、法務総裁によって任命される検察長官を長とし、ロンドン本部とイングランド及びウェールズの三一の地区に設置される地方検察庁とから構成され、各地方検察庁には、検察長官によって指名される首席検事及び数名の検事が配置されている。各地方検察庁には、数

カ所の支部があるが、現在ではそれは全国で一〇八あるようである。現在まで、若干の組織改革があったようであるが、検察運営の効率化と訴追の全国的統一及び地方検察庁の効率性を害しない範囲での権限委譲というのが、その改革の骨子であったように思われるのである。検察長官は一〇年以上バリスターまたはソリシターの経歴を有する者の中から任命されるが、検事についてはその種の規定はないのである。しかし、これまでの訴追制度からの引き継ぎでソリシターがその職につくケースが多いものと想像されている。検事の権限のうち主たるものは、①警察が開始した刑事手続きを引き継ぎ、遂行すること、②事案の重要性、困難性などに照らし、自ら手続きを開始し、これを遂行すること、③犯罪に関するすべての事項について警察に助言を与えること、及び④上訴が許される場合に上訴することの四点である。

このような新しい犯罪訴追法においても、私人訴追の理念と制度は維持されているのが特徴である。したがって、日本のような起訴独占主義は採用されなかったわけで、捜査段階において、警察を指揮するというような権限も認められていないのである。また、弁論権についても、検事は、それがたとえバリスターから任命された者でもソリシターの有する権限のみを有するとされているのである。つまり、刑事法院以上の裁判所においては、原則として弁論権がないので、事件をバリスターに依頼することになるわけである。これらの点で、我が国の検察制度とは若干色彩が異なるわけであるが、少なくとも、キャリアの検事を任命し、訴追を警察とは分離して行わせ、統一的な訴追と効率的な公判運営を行わせようとする試みは、英国の刑事司法史上画期的なものとされているわけで、今後の運用実績が注目されるところである。

しかしながら、このような検察制度も、いろいろと問題をかかえているようである。その最大の問題は、検察制度を維持運営する人員不足である。これは検事不足もさることながら専属の職員の不足もかなり深刻なようである。た

だ、現在では、徐々にその待遇も改善され、人員も整いつつあり、その質的向上のために研修などにもかなり力をいれているようで、英国における犯罪の激増に対応すべく、訴追の統一的で公正なキャリアシステムが早急に確立されるよう強く期待されるであろう。

#### 四 まとめ

以上、イギリスの犯罪状況は確かに悪化しているといえるものではある。しかし、それに対する対策も相当思い切ったものを打ち出していることも又、事実であり、いくつかの刑事司法制度の改革と犯罪状況との関係が今後どのような軌跡を描いていくのか、「犯罪後進国で犯罪対策先進国」といわれるわが国においても実に興味深いものがあるといわねばならない。従来の改善主義に基ずく刑事司法が、ジャスティス・モデルにより改革され、拘禁処分の一本化、犯罪の程度に見合った量刑の在り方、さらに不定期刑の廃止などの動きの中で、より効果的な犯罪対策をもたらすことを期待するのは、ひとり筆者のみではなからう。

#### 〔注〕

- (1) アイルランド共和国軍 (Irish Republican Army) による独立のためのテロ行為は余りにも有名である。
- (2) ロンドンに本部を置く、アムネスティ・インターナショナルなどの死刑廃止運動が世界的な拡がりをみせ、ほとんどの先進国で死刑が廃止され、その潮流は一段と強まりつつある時に、本拠地イギリスで逆の現象が見られるというのも皮肉である。詳しくは、拙稿、「死刑は是か否か」中京法学二〇巻一号三六頁参照。
- (3) アメリカでは、既に刑務所全体の収容能力が、受刑者数に追いつかず、刑務所の民営化まで行われる事態に立ち到っている。受刑者の社会内処遇が良い意味で普及するのは結構であるが、単純な受刑者増加現象は、大きな社会問題となりつつある。

- (4) B級薬物は覚醒剤(アンフェタミン)、バルビタ、大麻などであるが、薬物犯罪の大部分は大麻所持犯で、全体の八三% 約二一、〇〇〇件にもものぼるといわれており、逆に、日本に多い覚醒剤は、全体の九%、約二三〇〇件にしかすぎない点が特徴的である。柳本正春『イギリスにおける罪と罰』(成文堂)六〇頁。
- (5) これら一連の改革は、西ドイツや日本の諸制度を参考にして推進されたといわれており、今や英米法系と大陸法系という区別も難しくなりつつあると言つてよいであろう。
- (6) もとより、連合王国(U・K・)は、イングランド、ウェールズ、スコットランドそれに北アイルランドをいうのであるが、政府の内務省(Home Office)が取り纏める犯罪統計年報(Criminal Statistics, 1988)では、スコットランドと北アイルランドは別扱いで、単にイングランドとウェールズについてのみ集計されており、連合王国の歴史的経過と現状分析において極めて興味深いものがある。こうした点につき、一九九〇年一月二二日(木)名古屋法律協会主催の講演会で、エディンバラ大学のD・ウィルソン教授(法学部長)が『スコットランド法の現状と課題』と題するお話の中で「スコットランド法は、多くの慣習法に支えられており、政府の制定法よりも優先的に適用される場合が多々あるが、連合王国全体が制定法化して行く中で、慣習法と制定法との矛盾をいかに克服するかが今後の課題でありましょう。」と強調しておられたのが印象に残る言葉である。
- (7) 大マンチェスターとロンドンで総犯罪件数の約二分の一を占めるわけで、ここにも英国の都市型犯罪の特徴がみとれるのである。
- (8) 犯罪の低年齢化の傾向は、ひとり英国のみならず、アメリカや日本においても特徴的であり、今や世界的傾向と言ってもよいくらいで、それが一過性のものであればよいが、早発性犯罪化しつつあるところに大きな問題がある。平成二年版犯罪白書(法務省法務総合研究所)二〇二頁以下参照。
- (9) 柳本正春『イギリスにおける罪と罰』(成文堂)一三三頁以下参照。
- (10) 柳本正春、前掲書四四頁以下。
- (11) 柳本正春、前掲書五一頁以下。
- (12) タイムズやマンチェスターガーディアンなどの報道で、大がかりな列車強盗や現金輸送車襲撃事件が報じられると、その額の大きさや用意周到な計画性が目立ち、イギリスの実態があたかも無法地帯の感を抱かせるが、現実にはアメリカほど多く

はなく、割に合わない事件の発生が殆んどである。

- (13) 一九八六年 O・E・C・D・レポートは、特にコンピュータ関連犯罪の特集を組んで、増発するコンピュータ関連犯罪の実態を各国別に列記し、国際化しつつある犯罪現象に、より効果的な対応策を講じるためには、O・E・C・D・が情報を集約し、一体化した予防策や特別立法の必要性を強調している。cf. OECD Report: Computer Related Crime, Analysis of Legal Policy, 1986.

- (14) 瀬川晃「イギリス刑事法の変遷と展望」ジュリスト九一九号一三頁以下参照。

- (15) 瀬川晃、前掲論文一四頁以下。なお柳本正春、前掲書四九頁、一一八頁参照。

- (16) 瀬川晃、前掲論文一六頁以下。柳本正春、前掲書五三頁以下。こうした特徴は、日本では余り見られないが、ヨーロッパ全域で一般化している同性愛の影響が相当大きいように思われる。筆者が、一九七九年九月ハンブルグでの国際刑法会議の際、実態調査したハンブルグ刑務所々長も、刑務所内での同性愛予防対策に苦慮しているとのことであった。

- (17) スイスでは、いち早く一九八九年にマネー・ランドリングを規制するために、マネー・ランドリング規制法案を国会に上程し、可決させたことは周知の事実である。日本でも、大いに参考になる法律で、今後特別立法の必要性が強調される中で、法務省の暴力団対策の一環として注目されるところである。

- (18) 平成二年版犯罪白書三〇頁以下参照。

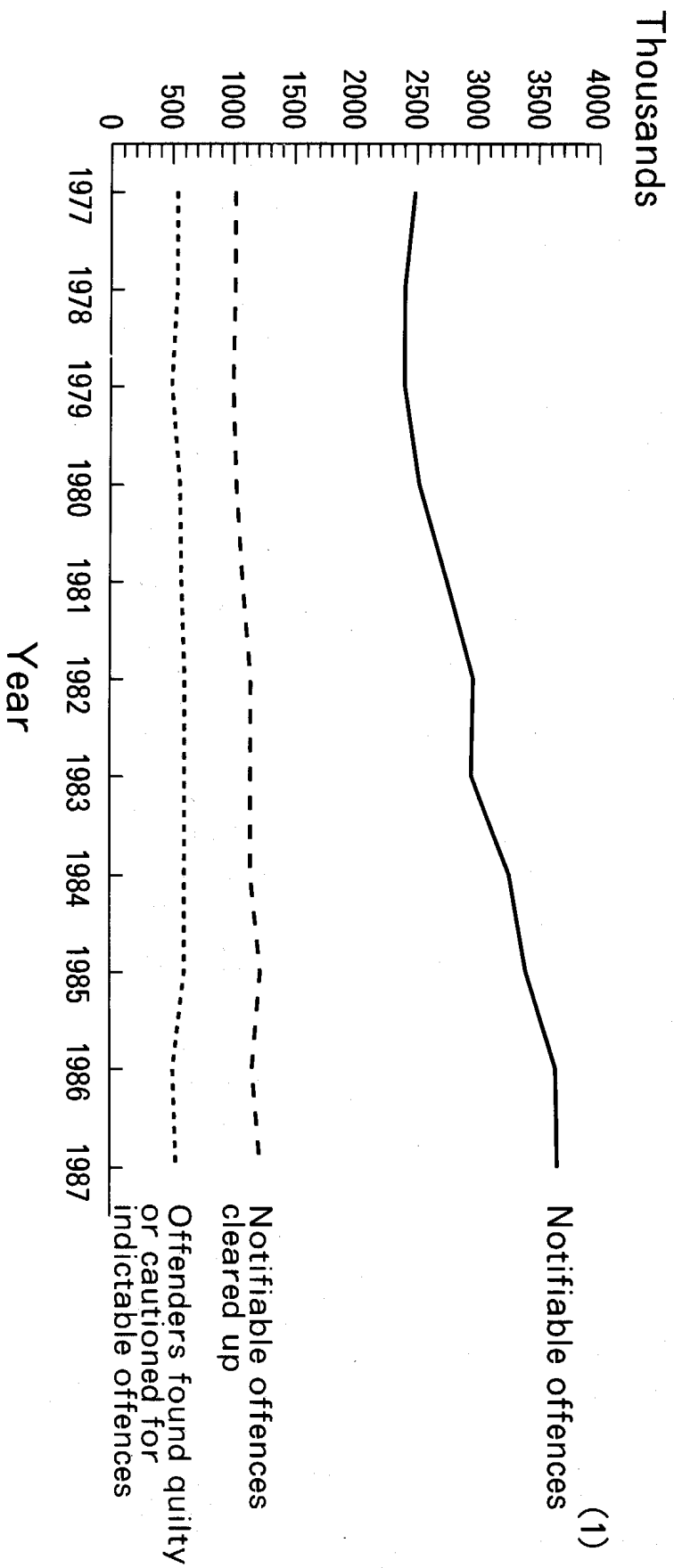
- (19) 法務大臣官房司法法制調査部編、一九八五年犯罪訴追法（法曹会刊）参照。

なお、以下の表や図については、英国関係の統計資料は、Home Office, Summary of Criminal Statistics 1988. によるものであり、わが国の統計資料は、平成二年版犯罪白書（法務省法務総合研究所）によるものであることを断っておく。

（一九九〇年二月一日稿）



表 1 Home office, Summary Criminal Statistics 1988



(1) Excluding other criminal damage of value £20 and under

表2 Summary of criminal statistics

England and Wales	Thousands										
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
<b>Notifiable offences<sup>(1)</sup></b>											
Offences recorded by the police	2,463	2,396	2,377	2,521	2,794	3,088	3,071	3,314	3,426	3,660	3,716 <sup>(2)</sup>
Offences cleared up	1,006	998	981	996	1,056	1,131	1,143	1,150	1,212	1,157	1,229
<b>Offenders cautioned<sup>(4)</sup></b>											
Indictable offences	111	103	97	101	104	111	115	124	145	137	150
Summary non-motoring offences	38	38	40	45	50	49	51	66	73	77	87
<b>Total</b>	<b>149</b>	<b>141</b>	<b>137</b>	<b>146</b>	<b>154</b>	<b>161</b>	<b>166</b>	<b>190</b>	<b>219</b>	<b>214</b>	<b>237</b>
<b>Defendants proceeded against at magistrates' courts</b>											
Indictable offences	470	461	460	507	523	539	530	521	520	463	488
Summary non-motoring offences	458	429	441	502	472	469	521	482	469	508	505
Summary motoring offences	1,165	1,129	1,147	1,370	1,299	1,214	1,252	1,181	1,158	1,199	850
<b>Total</b>	<b>2,093</b>	<b>2,019</b>	<b>2,049</b>	<b>2,378</b>	<b>2,294</b>	<b>2,221</b>	<b>2,303</b>	<b>2,184</b>	<b>2,147</b>	<b>2,171</b>	<b>1,843</b>
<b>Defendants for trial or sentence at the Crown Court</b>											
Trial	69	69	63	74	79	83	89	90	99	97	103
Sentence	12	12	13	14	14	13	10	7	8	6	7
<b>Total</b>	<b>81</b>	<b>81</b>	<b>76</b>	<b>88</b>	<b>93</b>	<b>96</b>	<b>99</b>	<b>98</b>	<b>106</b>	<b>103</b>	<b>110</b>
<b>Offenders found guilty at all courts</b>											
Indictable offences	426	416	412	455	465	475	461	449	444	384	386
Summary non-motoring offences	427	397	406	462	430	428	473	430	415	444	430
Summary motoring offences	1,099	1,066	1,080	1,294	1,210	1,128	1,162	1,083	1,052	1,066	738
<b>Total</b>	<b>1,955</b>	<b>1,879</b>	<b>1,898</b>	<b>2,212</b>	<b>2,105</b>	<b>2,031</b>	<b>2,096</b>	<b>1,963</b>	<b>1,911</b>	<b>1,894</b>	<b>1,555</b>
<b>Offenders found guilty or cautioned<sup>(4)</sup></b>											
Indictable offences	537	519	509	556	569	586	576	573	589	521	536
Summary non-motoring offences	465	435	446	507	480	477	523	497	488	520	518
<b>Total</b>	<b>1,003</b>	<b>955</b>	<b>955</b>	<b>1,063</b>	<b>1,048</b>	<b>1,064</b>	<b>1,099</b>	<b>1,070</b>	<b>1,078</b>	<b>1,042</b>	<b>1,053</b>

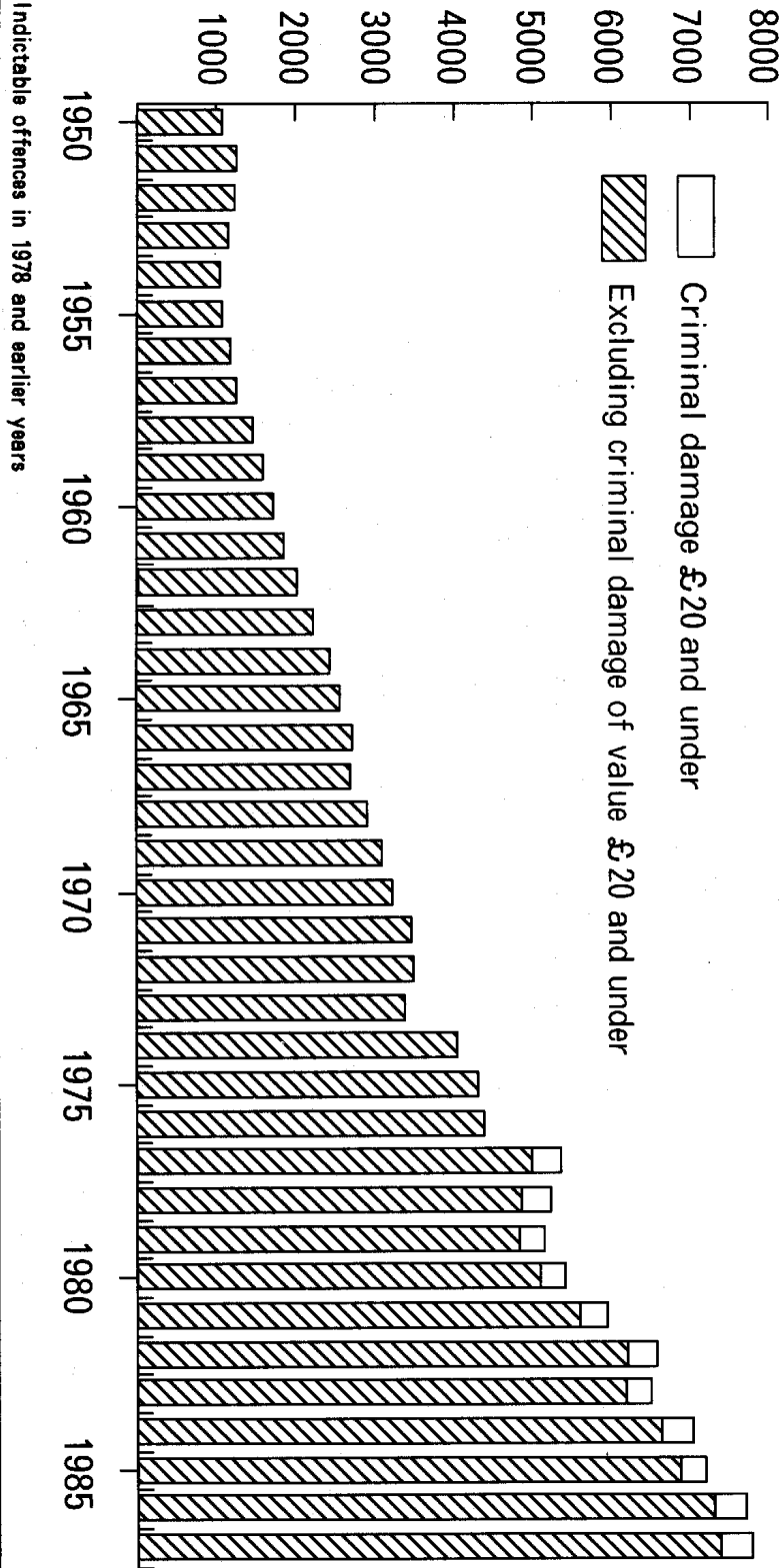
(1) Excluding other criminal damage of value £20 and under.

(2) Figures for 1980 onwards are not precisely comparable with those for previous years because of changes made to improve the consistency of recording multiple, continuous and repeated offences.

(3) If all criminal damage is included then the rounded total for 1987 is 3,890. Figures including all criminal damage are available from 1977 (see Table 2.1).

(4) Figures of written warnings or fixed penalty notices for summary motoring offences are not covered in this volume but are published in the annual Home Office Statistical Bulletin "Offences relating to motor vehicles". In 1987 about 229,000 written warnings and about 5.8 million fixed penalty notices were issued.

図 1 Notifiable<sup>(1)</sup> offences recorded by the police per 100,000 population in England and Wales  
Number of offences per 100,000 population



REFERENCES:

- (1) 'The British Crime Survey: a first report'; Mike Hough and Pat Mayhew, Home Office Research Report No.76,1983 (ISBN 0 11 34078 6).
- (2) 'Taking Account of Crime: results from the second British Crime Survey'; Mike Hough and Pat Mayhew, Home Office Research Study No.85,1986 (ISBN 0 11 340810 2).
- (3) 'Unrecorded offences of burglary and theft in a dwelling in England and Wales: Estimates from the General Household Survey', Home Office Statistical Bulletin 11/82.
- (4) 'The General Household Survey 1986, Office of Population Censuses and Surveys, HMSO forthcoming.
- (5) 'Trends in residential burglary: an update' Elliott D and Mayhew P, Home Office Research Bulletin No.25, London, 1988.
- (6) 'Criminal Statistics, England and Wales, 1984', Cmnd 9621.
- (7) 'Notifiable offences recorded by the police in England and Wales 1987', Home Office Statistical Bulletin 6/88.
- (8) Results of the third British Crime Survey, which was carried out in early 1988, will be published in 1989.

表 3 Notifiable offences recorded by the police per 100,000 population by offence group  
England and Wales  
Number of offences per 100,000 population

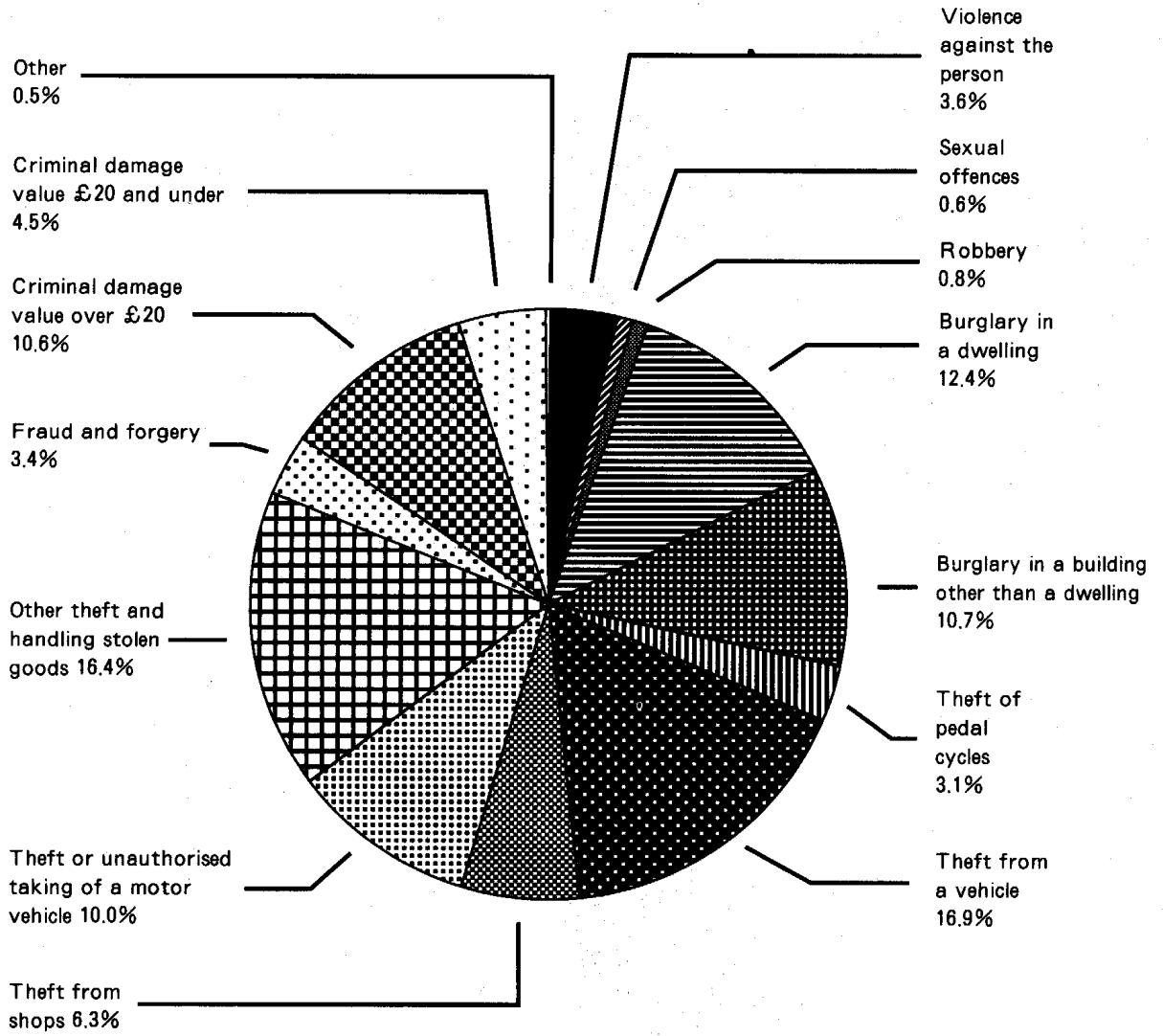
Year	Total	Violence against the person	Sexual <sup>(1)</sup> offences	Burglary	Robbery	Theft <sup>(2)(3)</sup> and handling stolen goods		Fraud <sup>(4)</sup> and forgery	Criminal damage <sup>(5)</sup> offences	Other offences <sup>(6)(7)</sup>
						and handling stolen goods	and forgery			
1977	5,368	167	43	1,218	28	3,028	246	605	31	
1978	5,215	177	46	1,140	27	2,934	249	624	19	
1979	5,159	193	44	1,106	25	2,880	240	652	18	
1980	5,459	197	43	1,256	30	2,972	214	730	17	
1981	5,971	202	39	1,447	41	3,230	215	779	18	
1982	6,577	219	40	1,624	46	3,540	248	842	18	
1983	6,546	224	41	1,629	45	3,439	246	894	28	
1984	7,047	230	41	1,798	50	3,641	254	1,003	30	
1985	7,258	245	43	1,742	55	3,786	271	1,083	34	
1986	7,707	251	45	1,866	60	4,014	267	1,169	33	
1987	7,773	282	50	1,797	65	4,098	266	1,176	39	

(1) Includes from the beginning of 1983 offences of 'Gross indecency with a child'.  
 (2) Figures for 1980 onwards are not comparable with those previous years because of changes to improve the consistency of recording multiple, continuous and repeated offences.  
 (3) Offences of abstracting electricity were included among 'other offences' for 1977 and among 'theft and handling stolen goods' for 1978-87.  
 (4) Includes from the beginning of 1983 offences of 'trafficking in controlled drugs'.

英  
美

英国の犯罪現況について

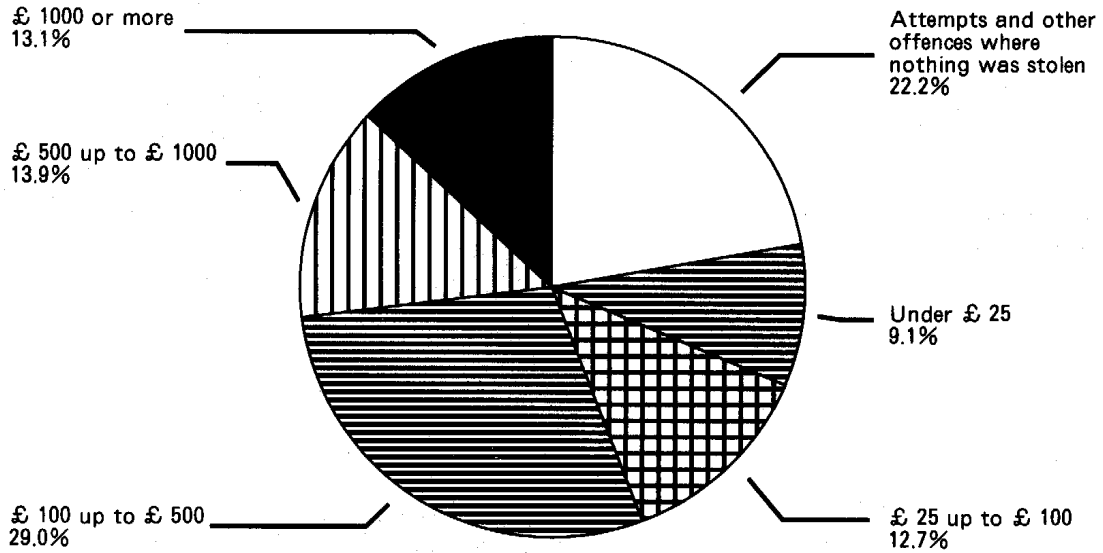
図2 Notifiable offences recorded by the police by type of offence  
England and Wales 1987



論 說

図 3 Offences of burglary recorded by the police by value of property stolen  
England and Wales 1987

Burglary in a dwelling



Burglary in a building other than a dwelling

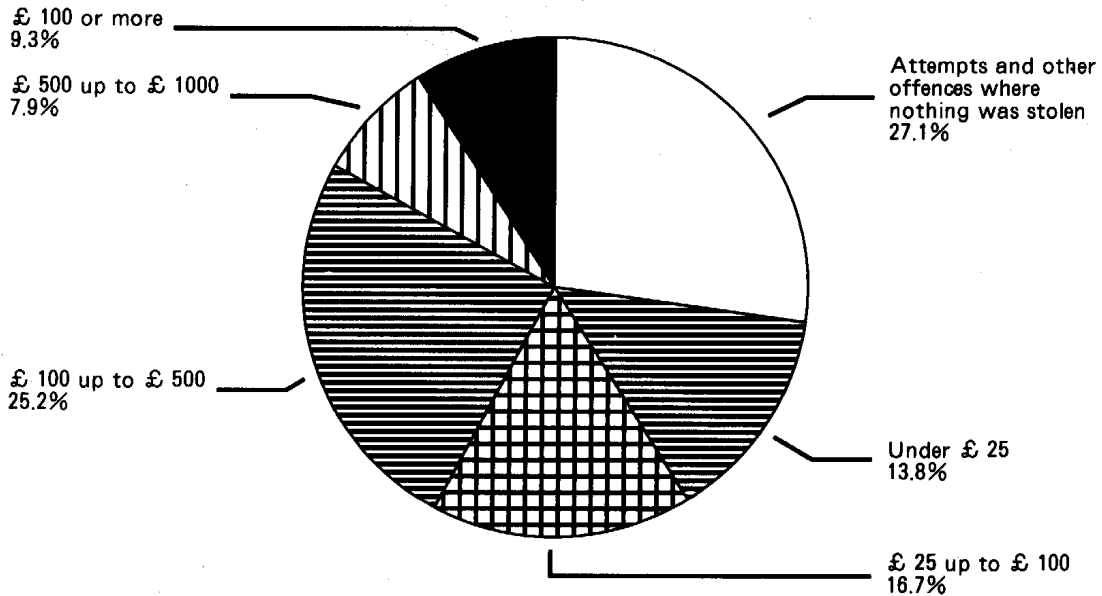


表4 Notifiable offences of violence against the person recorded by the police by offence

England and Wales												Number of offences		
Offence	Offences recorded											Offences cleared up 1987		
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	Number	Percentage	
1 Murder	} Homicide	482	532	629	620	559	618	550	621	616	661	688	668	97
4.1 Manslaughter														
4.2 Infanticide														
2 Attempted murder		222	185	158	155	182	173	128	156	155	159	291	277	95
3 Threat or conspiracy to murder <sup>(1)</sup>		165	254	425	528	620	707	688	836	1,048	1,340	1,785	1,309	73
4.3 Child destruction		1	2	2	2	1	—	—	—	1	—	2	1	(50)
4.4 Causing death by dangerous or reckless driving <sup>(2)</sup>		602	313	225	235	234	269	189	223	258	232	292	280	96
5 Wounding or other act endangering life		4,354	4,504	4,475	4,390	4,685	4,713	5,086	5,276	5,885	6,616	7,942	5,997	76
6 Endangering railway passenger		26	31	29	38	28	28	34	40	27	23	18	17	(94)
More serious offences		5,852	5,821	5,943	5,968	6,309	6,508	6,675	7,152	7,990	9,031	11,018	8,549	78
7 Endangering life at sea		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 Other wounding etc.		75,472	80,524	88,327	90,654	93,336	101,566	103,894	106,352	112,906	115,523	129,193	95,830	74
9 Assault		783	655	619	557	497	560	693	587	688	798	686	623	91
12 Abandoning a child under two years		7	12	12	8	11	15	22	15	26	22	25	16	(64)
13 Child stealing		51	39	48	48	28	28	44	56	102	109	100	71	(71)
14 Procuring illegal abortion		11	7	3	2	3	3	5	1	4	3	3	3	(100)
15 Concealment of birth		14	15	8	9	23	15	9	24	15	13	17	10	(59)
Less serious offences		76,338	81,252	89,017	91,278	93,898	102,187	104,667	107,035	113,741	116,468	130,024	96,553	74
Total violence against the person		82,190	87,073	94,960	97,246	100,207	108,695	111,342	114,187	121,731	125,499	141,042	105,102	74

(1) Under the Criminal Law Act 1977 this offence was broadened from 8 September 1977 to include verbal threats to kill.

(2) Under the Criminal Law Act 1977 this offence was limited as from 1 December 1977 to reckless driving.

( ) Percentages in brackets are based on totals of less than 100.

表5 Notifiable sexual offences recorded by the police by offence

England and Wales

Number of offences

Offence	Offences recorded											Offences cleared up 1987	
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	Number	Percentage
16 Buggery <sup>(1)</sup>	594	697	632	657	626	516	588	602	633	794	929	859	93
17 Indecent assault on a male <sup>(2)</sup>	2,633	2,455	2,385	2,288	2,333	2,082	2,178	2,321	2,307	2,308	2,425	2,032	84
18 Indecency between males	1,465	1,706	1,333	1,421	1,229	1,104	1,362	1,080	857	990	1,127	1,086	96
19 Rape	1,015	1,243	1,170	1,225	1,068	1,336	1,334	1,433	1,842	2,288	2,471	1,748	71
20 Indecent assault on a female	11,048	11,814	11,834	11,498	10,634	11,156	10,833	10,837	11,410	11,839	13,340	8,622	65
21 Unlawful sexual intercourse with girl under 13	243	214	248	254	220	223	254	270	299	362	312	280	90
22 Unlawful sexual intercourse with girl under 16	3,681	3,491	3,558	3,109	2,734	2,791	2,773	2,622	2,733	2,555	2,699	2,529	94
23 Incest	295	329	334	312	241	230	243	290	277	444	511	476	93
24 Procuration	93	143	107	104	109	109	161	102	229	170	175	176	101 <sup>(3)</sup>
25 Abduction	94	123	91	95	98	86	81	99	160	192	268	146	54
26 Bigamy	152	152	151	144	132	96	92	94	76	76	66	53	(80)
74 Gross indecency with a child	..	..	..	..	..	..	511	472	633	666	831	774	93
Total sexual offences	21,313	22,367	21,843	21,107	19,424	19,729	20,410	20,222	21,456	22,684	25,154	18,781	75

(1) Before 1978, 'indecent assault on a male' included attempt to commit buggery. From 1978 attempt to commit buggery was included with 'buggery'

(2) Previously known as 'attempt to commit buggery etc'.

(3) Offences cleared up in current year may have been initially recorded in an earlier year.

( ) Percentages in brackets are based on totals of less than 100.

.. Not available.



表6 Offences of burglary<sup>(1)</sup> and robbery recorded by the police by offence

England and Wales												Number of offences	
Offence	Offences recorded											Offences cleared up 1987	
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	Number	Percentage
28 Burglary in a dwelling	262,131	256,759	252,288	294,375	349,011	406,398	431,031	475,787	457,987	504,702	481,657	125,634	26
29 Aggravated burglary in a dwelling	475	528	484	558	681	690	1,008	948	1,203	1,306	1,344	650	48
30 Burglary in a building other than a dwelling	335,725	302,732	291,178	323,373	368,579	398,209	376,196	416,078	407,377	425,464	416,952	118,061	28
31 Aggravated burglary in a building other than a dwelling	90	90	87	84	110	92	106	110	130	148	151	67	44
Total burglary	598,421	560,109	544,037	618,390	718,381	805,389	808,341	892,923	866,697	931,620	900,104	244,412	27
34 Robbery	13,730	13,150	12,482	15,006	20,282	22,837	22,119	24,890	27,463	30,020	32,633	6,950	21

(1) Offences of going equipped for stealing are included in Table 2.16 'Other notifiable offences'.

表7 Offences of theft and handling stolen goods recorded by the police by offence

England and Wales												Number of offences	
Offence	Offences recorded											Offences cleared up 1987	
	1977	1978	1979	1980 <sup>(1)</sup>	1981 <sup>(1)</sup>	1982 <sup>(1)</sup>	1983 <sup>(1)</sup>	1984 <sup>(1)</sup>	1985 <sup>(1)</sup>	1986 <sup>(1)</sup>	1987 <sup>(1)</sup>	Number	Percentage
39 Theft from the person of another	27,545	27,064	26,797	28,775	29,636	28,907	27,913	30,107	32,896	34,829	33,535	3,747	11
40 Theft in a dwelling other than from automatic machine or meter	50,277	45,965	44,418	45,335	46,415	47,980	47,797	49,011	49,745	50,692	46,550	16,106	35
41 Theft by an employee	31,656	32,175	32,587	27,642	23,577	21,918	21,138	19,163	18,321	17,239	17,945	15,519	86
42 Theft or unauthorised taking from mail	1,650	1,571	1,391	1,298	1,285	1,868	1,892	2,134	2,554	2,893	3,723	1,413	38
43 Abstracting electricity		6,076	6,140	6,906	6,761	6,275	5,688	6,333	6,514	5,913	5,572	4,918	88
44 Theft of pedal cycle	95,663	87,497	96,993	99,910	109,843	124,992	124,648	122,158	110,284	113,654	119,445	13,536	11
45 Theft from vehicle	295,411	293,667	278,349	294,948	379,640	449,037	424,238	454,943	478,968	577,414	658,577	140,129	21
46 Theft from shops	217,276	203,643	203,122	206,175	225,342	242,304	235,512	248,792	281,557	255,463	247,064	208,586	84
47 Theft from automatic machine or meter	23,297	22,056	20,749	24,648	29,441	31,962	34,320	33,541	33,991	31,345	26,011	11,742	45
48 Theft or unauthorised taking of motor vehicle	310,294	316,948	309,245	324,354	332,590	351,230	325,699	344,806	367,426	411,060	389,576	98,328	25
49 Other theft or unauthorised taking	386,576	357,055	351,062	364,663	377,828	405,791	412,208	451,947	456,387	461,874	458,039	92,955	20
54 Handling stolen goods	47,904	47,536	45,290	38,815	40,793	43,589	44,871	45,046	45,336	41,497	45,968	45,675	99
Total theft and handling stolen goods	1,487,549	1,441,253	1,416,143	1,463,469	1,603,151	1,755,853	1,705,924	1,807,981	1,844,069	2,003,873	2,052,005	652,654	32

(1) Figures for 1980 onwards are not comparable with those for previous years because of changes to improve the consistency of recording multiple, continuous and repeated offences. Not separately available. Included under classification 99 'other notifiable offences'.

表8 Offences of fraud and forgery recorded by the police by offence

England and Wales													Number of offences	
Offence	Offences recorded											Offences cleared up 1987		
	1977	1978	1979	1980 <sup>(1)</sup>	1981 <sup>(1)</sup>	1982 <sup>(1)</sup>	1983 <sup>(1)</sup>	1984 <sup>(1)</sup>	1985 <sup>(1)</sup>	1986 <sup>(1)</sup>	1987 <sup>(1)</sup>	Number	Percentage	
51 Fraud by company director etc.	27	44	30	30	30	24	45	71	37	25	43	31	(72)	
52 False accounting	4,647	5,163	5,227	2,382	2,415	2,667	2,292	1,883	1,823	1,854	1,816	1,679	93	
53 Other fraud	100,545	101,284	97,438	93,187	96,065	111,290	109,615	112,214	120,758	120,923	119,893	77,572	65	
60 Forgery, or use of false drug prescription <sup>(2)</sup>	1,429	1,371	1,288	1,124	964	987	976	1,070	880	912	1,114	838	75	
61 Other forgery etc. <sup>(3)</sup>	13,944	14,305	14,050	8,523	7,197	8,133	8,863	10,855	11,269	9,717	10,110	9,052	90	
Total fraud and forgery	120,592	122,167	118,033	105,246	106,671	123,101	121,791	126,093	134,767	133,431	132,976	89,172	67	

(1) Figures for 1980 onwards are not comparable with those for previous years because of changes to improve the consistency of recording multiple, continuous and repeated offences.

(2) 'Forgery or uttering' up to October 1981 when the Forgery and Counterfeiting Act 1981 made fresh provision for forgery and kindred offences.

(3) Percentages in brackets are based on totals of less than 100.

表9 Notifiable Offences of criminal damage recorded by the police by offence

England and Wales													Number of offences	
Offence	Offences recorded											Offences cleared up 1987		
	1977	1978	1979	1980 <sup>(1)</sup>	1981 <sup>(1)</sup>	1982 <sup>(1)</sup>	1983 <sup>(1)</sup>	1984 <sup>(1)</sup>	1985 <sup>(1)</sup>	1986 <sup>(1)</sup>	1987 <sup>(1)</sup>	Number	Percentage	
56 Arson	9,415	10,702	11,640	13,585	15,116	16,134	17,121	18,889	19,003	19,240	18,920	5,068	27	
57 Criminal damage endangering life	92	112	98	92	68	84	82	112	97	100	147	190	129 <sup>(4)</sup>	
58 Other criminal damage <sup>(2)</sup>	287,391	295,054	308,199	345,268	370,917	400,966	425,553	478,152	519,050	563,415	568,811	..	..	
<sup>(3)</sup>	113,899	129,312	148,128	177,661	201,377	226,880	249,496	292,852	333,600	376,009	392,795	87,661	22	
59 Threat, etc. to commit criminal damage	475	404	532	505	626	630	560	687	814	833	1,083	877	81	
Total criminal damage <sup>(2)</sup>	297,373	306,272	320,469	359,450	386,727	417,814	443,316	497,840	538,964	583,588	588,961	..	..	
<sup>(3)</sup>	123,881	140,530	160,398	191,843	217,187	243,728	267,259	312,540	353,514	396,182	412,945	93,796	23	

(1) Figures for 1980 onwards are not comparable with those for previous years because of changes to improve the consistency of recording multiple, continuous and repeated offences.

(2) Including 'other criminal damage' value £20 and under.

(3) Excluding 'other criminal damage' value £20 and under.

(4) Offences cleared up in current year may have been initially recorded in an earlier year.

.. not available.

表10 Other notifiable offences recorded by the police by offence

England and Wales												Number of offences	
Offence	Offences recorded											Offences cleared up 1987	
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	Number	Percentage
33 Going equipped for stealing etc.	5,629	5,601	5,101	4,257	4,837	5,197	5,045	4,543	4,564	4,822	5,991	5,905	99
35 Blackmail	823	692	533	561	583	621	546	653	614	614	683	501	73
36 Kidnapping	..	..	70	75	87	102	131	131	210	215	257	217	84
64 Riot	2	5	3	6	31	9	5	5	1	7	11	8	(73)
65 Violent disorder <sup>(1)</sup>	10	9	11	19	14	9	16	31	25	19	473	426	90
66 Other offence against the State or public order <sup>(2)</sup>	233	269	512	503	724	635	665	778	818	838	1,445	1,325	92
67 Perjury	336	322	304	317	249	250	276	304	266	261	328	298	91
68 Libel	5	3	5	4	5	5	7	3	3	6	5	1	(20)
76 Aiding suicide	13	11	4	12	16	16	11	11	10	14	5	6	(120) <sup>(4)</sup>
77 Trafficking in controlled drugs	..	..	..	..	..	..	4,994	6,589	8,050	7,332	7,137	7,109	100
79 Perverting the course of justice	..	184	231	255	234	291	319	331	380	458	686	630	92
80 Absconding from lawful custody	..	1,621	1,810	2,160	2,049	1,778	1,632	1,434	1,647	1,966	2,128	1,960	92
99 Other notifiable offences <sup>(3)</sup>	8,298	391	186	152	89	91	140	158	148	143	177	176	99
Total <sup>(3)</sup>	15,349	9,108	8,770	8,321	8,918	9,004	13,787	14,971	16,736	16,695	19,326	18,562	96

(1) Provisions of the Public Order Act 1986 which came into force 1 April 1987 affected the figures recorded under classifications 64-66 which are therefore not directly comparable with those for earlier years. From 1 April 1987, classifications 64 (riot) and 66 (the bulk of which was affray) cover the statutory offences of the same names. Classification 65 (formerly described as unlawful assembly) now covers the statutory offence of violent disorder.

(2) This offence was extended from 1 January 1979 to include 'placing or despatching a hoax bomb'.

(3) Including offences of abstracting electricity up to 1977. From 1978 such offences are shown as classification 43.

(4) Offences cleared up in current year may have been recorded in an earlier year.

.. Not separately available. Included in classification 99.

( ) Percentages in brackets are based on totals of less than 100.

英国の犯罪現況について

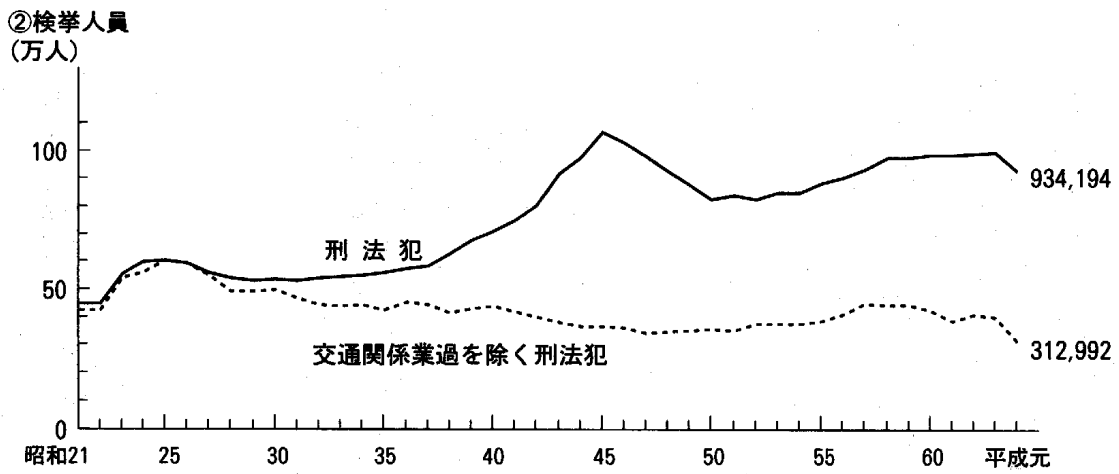
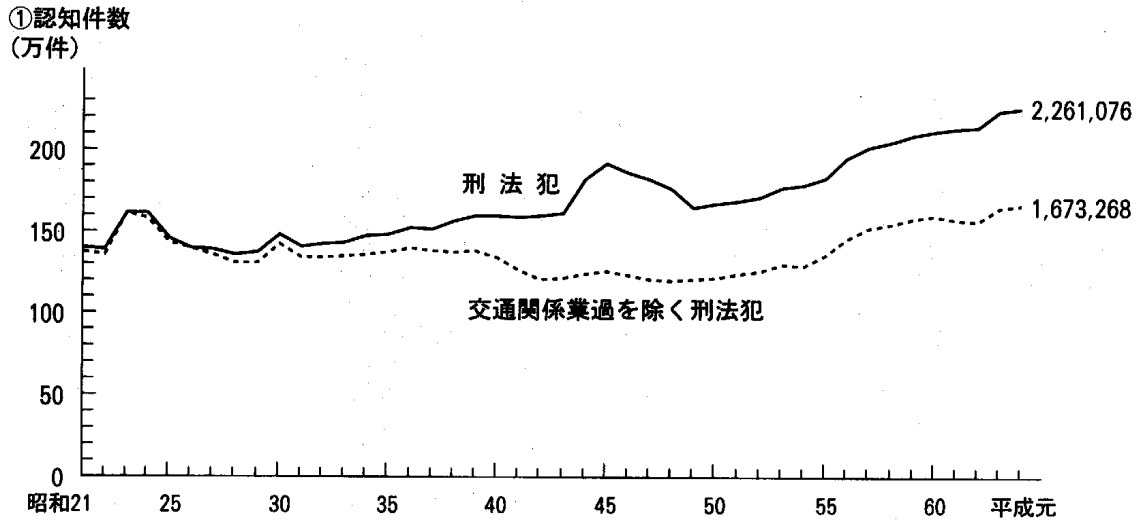
表11 刑法犯の認知件数及び検挙人員（昭和21年～平成元年）

年次	認知件数		検挙人員		総人口 〔単位〕 〔1,000人〕	交通関係業 過を除く刑 法犯発生率
	刑法犯	交通関係業過 を除く刑法犯	刑法犯	交通関係業過 を除く刑法犯		
21年	1,387,080	1,384,222	445,484	442,579	73,114	1,893
22	1,386,020	1,382,210	459,339	455,097	78,101	1,770
23	1,603,265	1,599,968	550,540	546,991	80,003	2,000
24	1,603,048	1,597,891	585,328	579,897	81,773	1,954
25	1,469,662	1,461,044	616,723	607,769	83,200	1,756
26	1,399,184	1,387,289	619,085	606,686	84,541	1,641
27	1,395,197	1,377,273	575,852	557,521	85,808	1,605
28	1,344,482	1,317,141	547,550	519,707	86,981	1,514
29	1,360,405	1,324,333	539,789	503,063	88,239	1,501
30	1,478,202	1,435,652	558,857	515,480	89,276	1,608
31	1,410,441	1,354,102	527,950	470,522	90,172	1,502
32	1,426,029	1,354,429	544,557	471,600	90,928	1,490
33	1,440,259	1,353,930	545,272	457,212	91,767	1,475
34	1,483,258	1,382,792	557,073	454,898	92,641	1,493
35	1,495,888	1,378,817	561,464	442,527	93,419	1,476
36	1,530,464	1,400,915	581,314	451,586	94,287	1,486
37	1,522,480	1,384,784	569,866	430,153	95,181	1,455
38	1,557,803	1,377,476	606,649	425,473	96,156	1,433
39	1,609,741	1,385,358	678,522	449,842	97,182	1,426
40	1,602,430	1,343,625	706,827	440,563	93,275	1,367
41	1,590,681	1,293,877	740,055	433,545	99,036	1,306
42	1,603,471	1,219,840	802,578	402,738	100,196	1,217
43	1,742,479	1,234,198	923,491	393,831	101,331	1,218
44	1,848,740	1,253,950	999,981	377,826	102,536	1,223
45	1,932,401	1,279,787	1,073,470	380,850	103,720	1,234
46	1,875,383	1,244,168	1,026,299	361,972	105,145	1,183
47	1,818,088	1,223,546	976,706	348,788	107,595	1,137
48	1,728,741	1,190,549	931,329	357,738	109,104	1,091
49	1,671,965	1,211,005	852,372	363,309	110,573	1,095
50	1,673,755	1,234,307	830,176	364,117	111,940	1,103
51	1,691,247	1,247,631	830,717	359,360	113,094	1,103
52	1,705,034	1,268,430	822,319	363,144	114,165	1,111
53	1,776,843	1,336,922	843,538	381,742	115,190	1,161
54	1,738,452	1,289,405	840,333	368,126	116,155	1,110
55	1,812,798	1,357,461	869,844	392,113	117,060	1,160
56	1,925,836	1,463,228	904,643	418,162	117,902	1,241
57	2,005,319	1,528,779	944,051	441,963	118,728	1,288
58	2,039,209	1,540,717	963,544	438,705	119,536	1,289
59	2,080,323	1,588,693	961,363	446,617	120,305	1,321
60	2,121,444	1,607,697	970,369	432,250	121,049	1,328
61	2,124,272	1,581,411	967,997	399,886	121,672	1,300
62	2,132,617	1,577,954	983,931	404,762	122,264	1,291
63	2,207,380	1,641,310	988,784	398,208	122,783	1,337
元	2,261,076	1,673,268	934,194	312,992	123,255	1,358

- 注1 警察庁の統計及び総務庁統計局の人口資料による。  
 2 昭和30年以前の認知件数及び検挙人員には、14歳未満の者による触法行為を含む。  
 3 「発生率」は、人口10万人当たりの認知件数の比率である。  
 4 「交通関係業過を除く刑法犯」のうち、昭和40年以前は、「業過を除く刑法犯」である。  
 5 印紙犯罪処罰法違反及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反を除き、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反を含む。

論 説

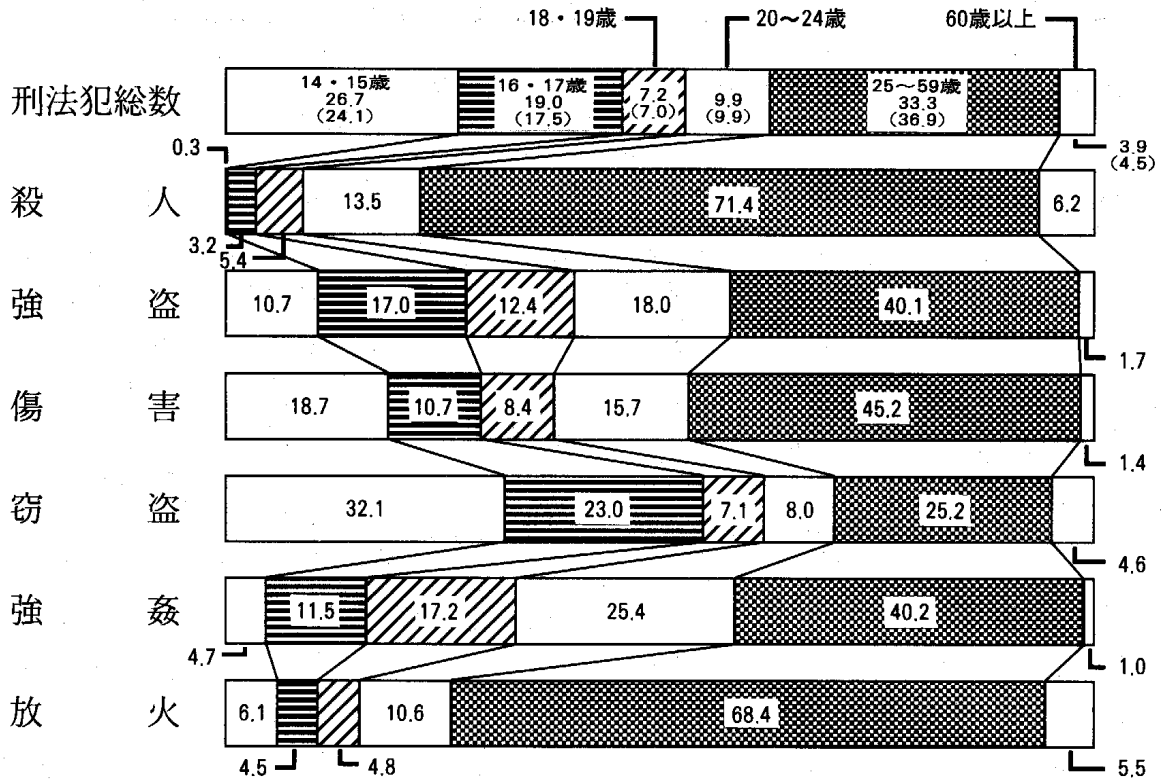
図 4 刑法犯の認知件数及び検挙人員の推移  
(昭和21年～平成元年)



注 1 警察庁の統計による。  
2 I-1表の注2, 4, 5に同じ。

英国の犯罪現況について

図5 刑法犯検挙人員の年齢層別構成比 (平成元年)



- 注1 警察庁の統計による。  
 2「刑法犯総数」には、火災びんの使用等の処罰に関する法律違反を含み、印紙犯罪処罰法違反、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反及び交通関係業過を除く。  
 3「年齢層」は、犯行時の年齢による。  
 4「傷害」には、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する罪を含む。  
 5( )内は、前年の構成比である。

論 説

表12 刑法犯の主要罪名別認知・検挙件数及び検挙人員

(平成元年)

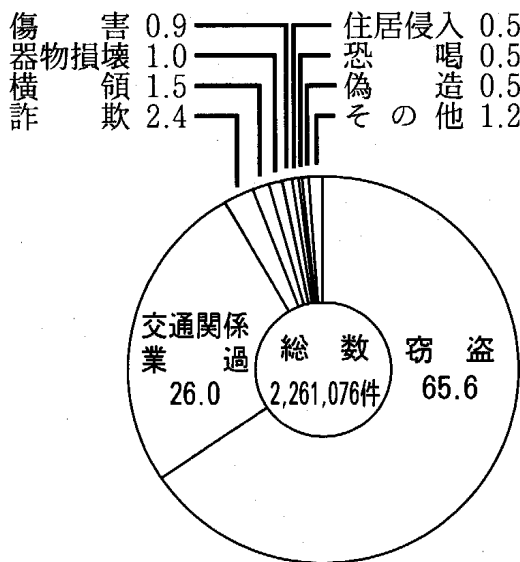
罪 名	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率	前 年 差	
					認知件数	検挙人員
総 数	2,261,076	1,360,128	934,194	60.2	53,696( 2.4)	△54,590( 5.5)
殺 人	1,308	1,255	1,323	95.9	△ 133( 9.2)	△ 85( 6.0)
強 盗	1,586	1,204	1,444	75.9	△ 185(10.4)	△ 202(12.3)
傷 害	19,802	17,770	25,066	89.7	△ 1,714( 8.0)	△ 2,718( 9.8)
暴 行	8,182	7,033	8,993	86.0	△ 1,822(18.2)	△ 2,743(23.4)
脅 迫	1,041	1,004	939	96.4	△ 61( 5.5)	△ 123(11.6)
恐 喝	10,861	8,229	9,467	75.8	△ 1,275(10.5)	△ 1,476(13.5)
凶器準備集合	55	56	520	101.8	△ 1( 1.8)	37( 7.7)
窃 盗	1,483,590	619,214	195,380	41.7	61,235( 4.3)	△ 58,228(23.0)
詐 欺	53,605	51,315	9,169	95.7	△ 11,520(17.7)	△ 3,622(28.3)
横 領	34,004	33,738	35,639	99.2	△ 11,674(25.6)	△ 10,990(23.6)
背 任	71	70	60	98.6	△ 37(34.3)	△ 48(44.4)
贓 物	1,388	1,383	1,270	99.6	△ 570(29.1)	△ 540(29.8)
強 制 猥 褻	1,556	1,301	1,329	83.6	△ 185(10.6)	△ 151(10.2)
強 制 猥 褻	2,759	1,939	1,097	70.3	△ 108( 3.8)	△ 77( 6.6)
公然猥 褻	1,155	1,117	983	96.7	△ 71( 6.5)	△ 14( 1.4)
猥褻文書頒布等	964	961	781	99.7	△ 112(10.4)	△ 190(19.6)
放 火	1,449	1,230	640	84.9	△ 180(11.0)	△ 105(14.1)
失 火	649	397	365	61.2	△ 387(37.4)	△ 429(54.0)
贈 収 賄	185	183	267	98.9	△ 126(40.5)	△ 110(29.2)
略 取・誘 拐	137	130	79	94.9	△ 25(22.3)	△ 4( 4.8)
公務執行妨害	1,074	1,060	962	98.7	△ 61( 5.4)	△ 27( 2.7)
住 居 侵 入	12,036	4,180	2,556	34.6	21( 0.2)	△ 526(17.1)
器 物 損 壊	21,523	3,638	2,400	16.9	3,935(22.4)	△ 485(16.8)
偽 造	10,403	10,304	1,286	99.0	△ 2,469(19.2)	△ 635(33.1)
賭博・富くじ	1,571	1,580	8,149	100.6	△ 399(20.3)	△ 1,454(15.1)
暴力行為等処罰法(2条・3条)	94	88	165	93.6	△ 24(20.3)	58(26.0)
交通関係業過	587,808	587,808	621,202	100.0	21,738( 3.8)	30,626( 5.2)
そ の 他	2,170	1,941	2,663	89.4	△ 286(11.6)	△ 213( 7.4)

- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「傷害」、「暴力」、「脅迫」及び「器物損壊」には、暴力行為等処罰法1条、1条の2及び1条の3に規定する罪を含む。  
 3 検挙件数には前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率は100.0%を超える場合がある。  
 4 ( )内は、増減率である。  
 5 I-1表の注5に同じ。

英国の犯罪現況について

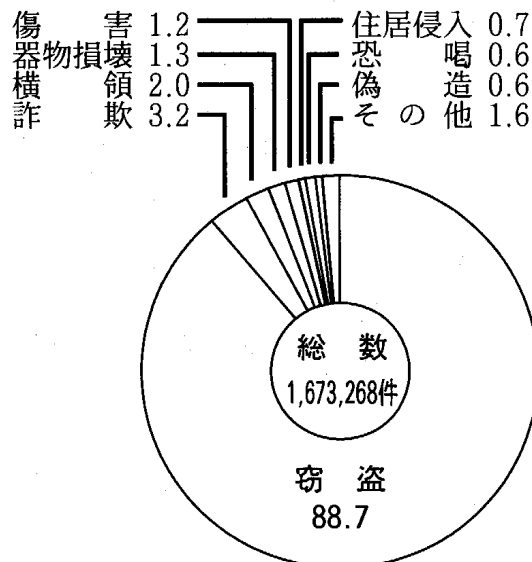
図6 刑法犯認知件数の罪名別構成比

(平成元年)



交通関係業過を除く刑法犯認知件数の罪名別構成比

(平成元年)



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「傷害」及び「器物損壊」には暴力行為等処罰法1条, 1条の2及び1条の3に規定する罪を含む。  
 3 I-1表の注5に同じ。

- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 I-2図の注2に同じ。  
 3 I-1表の注5に同じ。



論 説

表13 財産犯の認知件数及び検挙人員 (昭和60年～平成元年)

区 分	窃 盗		詐 欺		横 領		占有離脱物 横領		背 任		脏 物	
	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数	実数	指数	実 数	指数
①認知件数												
60年	1,381,237	100	74,424	100	41,567	100	38,676	100	115	100	2,403	100
61	1,375,096	100	64,788	87	37,436	90	34,662	90	93	81	2,102	87
62	1,364,796	99	69,844	94	42,580	102	40,302	104	87	76	2,074	86
63	1,422,355	103	65,125	88	45,678	110	43,258	112	108	94	1,958	81
元	1,483,590	107	53,605	72	34,004	82	32,055	83	71	62	1,388	58
②検挙人員												
60年	281,063	100	15,061	100	41,973	100	40,177	100	134	100	2,159	100
61	260,533	93	13,379	89	37,489	89	36,019	90	117	87	1,801	83
62	261,934	93	13,566	90	43,594	104	42,284	105	105	78	1,916	89
63	253,608	90	12,791	85	46,629	111	45,221	113	108	81	1,810	84
元	195,380	70	9,169	61	35,639	85	34,539	86	60	45	1,270	59

注 警察庁の統計による。

表14 窃盗の主要手口別認知件数 (昭和60年～平成元年)

年次	総 数	侵入盗	空き巣 ねらい		自転車 盗	オート バイ盗	車 上 ねらい	万引き	自動販 売機荒 し	その他
			忍込み							
60年	1,381 (100.0)	300 (21.7)	131 (9.5)	36 (2.6)	274 (19.9)	181 (13.1)	178 (12.9)	115 (8.4)	37 (2.7)	294 (21.3)
61年	1,375 (100.0)	297 (21.6)	129 (9.4)	35 (2.5)	250 (20.3)	172 (12.5)	188 (13.7)	119 (8.7)	37 (2.7)	282 (20.5)
62年	1,365 (100.0)	279 (20.4)	118 (8.6)	35 (2.6)	295 (21.6)	171 (12.6)	190 (14.0)	118 (8.7)	36 (2.6)	275 (20.1)
63年	1,422 (100.0)	260 (18.2)	106 (7.5)	33 (2.3)	325 (22.9)	209 (14.7)	187 (13.1)	122 (8.6)	43 (3.0)	276 (29.4)
元年	1,484 (100.0)	235 (15.8)	94 (6.4)	30 (2.0)	378 (25.5)	271 (18.3)	195 (13.1)	97 (6.5)	37 (2.5)	271 (18.3)

- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「認知件数」は、単位1,000件であり、四捨五入した数字が計上されているので、手口別の実数の合計は総数と一致しない場合がある。  
 3 ( ) 内は構成比であり、四捨五入しない実際の認知件数に基づいて計算している。

英国の犯罪現況について

表15 凶悪犯の認知件数及び検挙人員 (昭和60年～平成元年)

区 分	殺 人		強 盗		強盗致死		強盗致傷		強盗強姦	
	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数
①認知件数										
60年	1,780	100	1,815	100	67	100	743	100	92	100
61年	1,676	94	1,949	107	68	101	834	112	92	100
62年	1,584	89	1,874	103	61	91	803	108	73	79
63年	1,441	81	1,771	98	35	52	726	98	81	88
元年	1,308	73	1,586	87	41	61	681	92	62	67
②検挙人員										
60年	1,833	100	1,777	100	64	100	881	100	56	100
61年	1,692	92	1,842	104	72	113	940	107	53	95
62年	1,651	90	1,707	96	65	102	880	100	49	88
63年	1,408	77	1,646	93	39	61	874	99	51	91
元年	1,323	72	1,444	81	62	97	774	88	32	57

注 警察庁の統計による。

表16 粗暴犯の認知件数及び検挙人員 (昭和60年～平成元年)

区 分	傷 害		暴 行		脅 迫		恐 喝		凶器準備集合	
	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数
①認知件数										
60年	22,302 (185)	100	12,171	100	1,231	100	12,679	100	112	100
61年	21,171 (184)	95	10,808	89	1,057	86	12,904	102	92	82
62年	21,046 (180)	94	9,970	82	1,106	90	11,855	94	102	91
63年	21,516 (197)	96	10,004	82	1,102	90	12,136	96	56	50
元年	19,802 (161)	89	8,182	67	1,041	85	10,861	86	55	49
②検挙人員										
60年	22,790 (235)	100	15,739	100	1,217	100	12,058	100	862	100
61年	28,380 (254)	95	13,762	87	939	77	12,301	102	828	96
62年	27,463 (279)	92	12,146	77	1,108	91	11,196	93	842	98
63年	27,784 (252)	93	11,736	75	1,062	87	10,943	91	483	56
元年	25,066 (231)	84	8,993	57	939	77	9,467	79	520	60

注 警察庁の統計による。

2 「傷害」、「暴行」及び「脅迫」には、暴力行為等処罰法1条、1条の2及び1条の3に規定する罪を含む。

3 ( ) 内は傷害致死の実数で、内数である。

論 説

表17 性犯罪の認知件数及び検挙人員 (昭和60年～平成元年)

区 分	強 姦		強 制 猥 褻		公 然 猥 褻		猥褻文書頒布等	
	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数
①認知件数								
60年	1,802	100	2,645	100	1,182	100	2,093	100
61年	1,750	97	2,291	87	1,073	91	1,363	65
62年	1,823	101	2,404	91	983	83	1,202	57
63年	1,741	97	2,867	108	1,084	92	1,076	51
元年	1,556	86	2,759	104	1,155	98	964	46
②検挙人員								
60年	1,809	100	1,334	100	1,186	100	1,660	100
61年	1,577	87	1,105	83	951	80	1,082	65
62年	1,608	89	1,046	78	910	77	1,105	67
63年	1,480	82	1,174	88	997	84	971	58
元年	1,329	73	1,097	82	983	83	781	47

注 警察庁の統計による。

(追記) 本稿は、一九九〇年九月二六日、中京大学で開催された中部英米法研究会での研究報告に基づいて、まとめたものである。